

【管理規約一部改正（追記）前】

（専有部分の用途）

第12条 区分所有者は、その専有部分である住戸部分を住居として使用するものとし、他の用途に供してはならない。



【管理規約一部改正（追記）後】 ※ 「太字」が追記部分です。

（専有部分の用途）

第12条 区分所有者は、その専有部分である住戸部分を住居として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、前項に定める用途の範囲内であっても、その専有部分を次の各号に該当する用途に供してはならない。

（1）旅館業法第2条第1項に定める旅館業を行うための施設、国家戦略特別区域法第13条第1項に定める特定認定を受けて行う事業のための施設、又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業のための施設

（2）前号の他、広告（チラシ、ウェブサイト、ソーシャルネットワーキングサービスその他媒体や方法の如何を問わない。）を通じる等して、不特定又は多数の者を募集し、且つ、それらの者をして短期的に居住、宿泊若しくは滞在させ、又は出入り利用させる用途

（3）専有部分の改修をして多人数の者を居住させる用途、又は改修を伴わない場合でも、専有部分内の居室（キッチン、トイレ及び浴室を除く。）の数を超える多人数の者（親族や特別縁故等の相互関係にない者をいう。）に共同生活をさせる社員寮、寄宿舍、ルームシェアその他これらに類する用途

（4）前各号の他、公序良俗に反し、平穏かつ良好な居住環境を阻害し、若しくは他の居住者の日常生活に迷惑を及ぼす用途、又はそのおそれのある用途

3 理事長（第37条に定める理事長をいう。以下同じ。）は、専有部分が前項に供されているかどうかの事実を確認するため、随時、任意の区分所有者に対し専有部分の利用状況について口頭または書面で照会をすることができる。

4 前項の照会の結果、専有部分の外観、近隣住戸の居住者または専有部分に出入りする者等から任意に聴取した事項、各種媒体上で見分した賃貸情報などから合理的に判断して専有部分が第2項に供されていると推認した場合、理事長は、理由を告げて、当該専有部分の区分所有者または占有者に対し、専有部分が第2項に供されているかどうか実地に見分するため理事長又は理事長の指定する者が専有部分に立ち入ることを請求することができる。

5 理事長は、区分所有者又は占有者が専有部分を第2項の用途に供していると認めたときは、当該区分所有者又は占有者に対しその用途の中止を請求することができる。

以上